


|  |               |   |
|--|---------------|---|
| <p>○ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程<br/><br/>(県例規集登載)</p> | <p>目次</p>     | <p>岡山県公報</p>  |
| <p>総務企画課</p>   | <p>担当課(室)</p> | <p>発行<br/>岡山県</p>   |
|  | <p>目次</p>     |  |
|  | <p>担当課(室)</p> |   |

◎岡山県企業管理規程第六号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年五月十日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「並びに第七項及び第八項」を「及び第七項」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項中「並びに第七項及び附則第八項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

附則第八項を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。